

鹿屋市内の支店・営業所等の取扱いについて

市外に本社を有する業者の鹿屋市内の支店又は営業所等については、新規での等級格付は行わず、「市外業者」として登録を行います。

ただし、現在鹿屋市の等級格付名簿に登載されている支店等については、下記の要件を満たす場合、現在登録している工種に限り、引続き格付を行います。

市外業者を等級格付対象とする要件

- 1 支店又は営業所等に契約等の権限が委任されていること
- 2 支店又は営業所等の実態があること（看板、什器等）
- 3 支店又は営業所等単体で建設工事等の受注及び履行が可能であると認められるもの
※技術者等有資格者を有していること
- 4 支店又は営業所等が、鹿屋市税に関して次に掲げるいずれにも該当すること
 - ・支店等に法人市民税が賦課され、遅滞なく完納していること
 - ・その他鹿屋市から賦課された税を遅滞なく完納していること
- 5 支店又は営業所等に、鹿屋市に住民票を有する正規雇用社員が配置されていること
 - ・建設工事業者の場合：2名以上
 - ・測量、設計業者の場合：1名以上
- 6 住宅兼事務所の場合は専用の出入り口を有し、独立した事務所のスペースが確保されていること

※等級格付対象となる支店・営業所等については、営業実態確認のため、現地調査を行うことがあります。